

# 契 約 書 (はり師・きゅう師)

生活保護法による指定施術者が同法に基づいて患者の施術を行うについて、奈良市長(以下「甲」という。) とはり師・きゅう師 (以下「乙」という。)との間に下記のとおり契約を締結する。

第1条 乙は指定医療機関医療担当規程第13条の規定に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。

第2条 甲は、施術内容及び施術料金の適否を調査するため必要があると認めたときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、または当該吏員に、乙について、実地にその設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第3条 甲は、乙がこの契約による義務を履行せず、施術等について著しい支障を来たしまたは来たすおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

第4条 この契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

第5条 この契約の終了1箇月前までに契約当事者の何れか一方より何らの意思表示をしないときは、終期の翌月において向う1箇年間契約を更新したものとみなし、その後もまた同様とする。

前記契約の確実を証するため本書2通を作成し双方署名捺印のうえ各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市長

乙 (施術者の所在地)

(施術者の氏名)

印